| 国又は地域 | 単位 | 旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券） | 法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券） | 処分の申請をする者が１２歳未満であるとき | 法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等） | 法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加） | 法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補） | 法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| モーリタニア | ｳｷﾞｱ | 5,400 | 3,750 | 2,050 | 2,050 | 550 | 850 | 850 |
| モザンビーク | ﾒﾃｨｶﾙ | 10,060 | 6,920 | 3,770 | 3,770 | 1,010 | 1,570 | 1,570 |
| モロッコ | ﾃﾞｨﾗﾑ | 1,335 | 915 | 500 | 500 | 135 | 210 | 210 |
| リビア | ﾘﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ | 593 | 407 | 222 | 222 | 59 | 93 | 93 |
| ルワンダ | ﾙﾜﾝﾀﾞ･ﾌﾗﾝ | 145,500 | 100,000 | 54,500 | 54,500 | 14,500 | 22,700 | 22,700 |

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

| | 国又は地域 | インド | インドネシア | カンボジア |
|---|---|---|---|---|
| | 種　別　単位 | ｲﾝﾄﾞ･ﾙﾋﾟｰ | ﾙﾋﾟｱ | ﾘｴﾙ |
| 3 | 旅券法(昭和２６年法律第２６７号)第５条第１項本文の一般旅券の発給（旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等）） | 1,650 | 320,000 | 90,000 |
| | （改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連）） | 400 | 80,000 | 20,000 |
| 4 | 旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給（改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等）） | 1,100 | 210,000 | 60,000 |
| | （改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連）） | 250 | 50,000 | 15,000 |